

昭和二十九年十二月

海外経済事情

目次

- 一、概況
- 二、米国経済の動向
 - (1) 財政・金融の動き
 - (2) 景気の動向
 - (3) 対外経済政策
- 三、西欧諸国
 - (1) 英国——金利の上昇傾向
 - (2) フランス——フランス銀行公定歩合の引下
 - (3) 西ドイツ——景気の動向と投資援助終結法
- 四、共産圏諸国
 - (1) ソ連——農業増産措置の成果と圏内貿易の発展
 - (2) 中共——農産物の収穫成績と農業金融の近況、明年度建設公債の発行
 - (3) 北朝鮮——復興状況
 - (4) 外蒙——第二次経済文化発展五カ年計画の概要
- 五、東亞及び東南アジア諸国
 - (1) 一般情勢
 - (2) 台湾——米・中共同防禦条約の調印と物価および為替相場の一部変更
 - (3) フィリピン——最低賃金法改正問題、米比通商協定の改訂
 - (4) タイ——一九五五年度予算案並に民間工業育成と外資導入促進措置
 - (5) マレー——米の輸入統制撤廃

海外経済調査(下) 昭和二十九年十二月

- (6) インド——ネール首相の中共訪問後における経済政策の変化
 - (7) パキスタン——最近の経済問題
 - (8) セイロン——最近における農業事情と中小企業育成策
- ### 六、その他諸国

- (1) 濠州——小麦安定計画の成立
- (2) ニュージーランド——準備銀行の公定割引歩合引上

一、概況

西独の主権回復、再軍備を規定する所謂パリ協定の批准に関する関係諸国の動向は国際政局の前途に多大の影響を及ぼすものとして予ねてから注目されたところであり、北大西洋条約理事会も十八日の最終コミニケにおいて同協定の重要性を強調するところがあつたが、西独の軍備に対する伝統的なフランスの危惧、或いは東西両ドイツの恒久的分割ないしはザール処理を繞る西ドイツの懸念、不満等から両国内における批准反対の空気は根強いものが見受けられた。

しかも共産側の同協定発効阻止の働きかけは頓に活潑化し、モスクワで開催の欧州安全保障会議は西欧がパリ協定を批准すれば東欧共産側八カ国は東欧軍事同盟の結成を以つてこれに対抗する旨の共同宣言を行うと共に、東独も再軍備を実施する旨を言明、さらにソ連はフランス、英国に対し同協定批准の暁には一九四四年仏ソ同盟相互援助条約、一九四二年英ソ友好援助条約を廃棄する旨の警告を行う等の動きがみられ、フランス国民議会は一時同協定の西独再軍備に関する条項を否決する等成行が注目された。しかしマンデス・フランス首相の反対派に対する懸命の説得もあつて、三十日行われた本件に関する信任投票で政府は漸く勝利を得、批准への一歩を踏み出すに至つた。

極東では二日米、国府間に相互安全保障条約の調印をみたこと、十八日開催の米英仏三国外相会議で東南アジア防衛条約(S.E.A.T.O.)の保護の下に南ヴェトナム政府の積極的強化政策を採ることに意見一致したこと、さらに米ダレス國務長官が米國は東南アジアの平和維持のためにS.E.A.T.O.に依存している旨言明したことが注目され、明年二月末バンコックで東南アジア防衛条約会議が開催され

ることとなつたが、この間中共の米軍飛行士抑留問題を繞る米、中共間の紛争が発生、これが調停のためハムシヨルド国連事務総長の中共周首相との会談への動きもみられた。

アジア諸国の政治、經濟の安定を図る米国の所謂アジア援助計画の成行には多大の関心もたれているが、しかし同案実施については米政府内部にも援助強化を主張するスタッセン対外活動本部長官と、財政均衡の立場からこれが縮小を図るハンフリー財務長官の対立があり、また議会筋も一般に此の種大規模な計画には消極的なりと伝えられ、この間アイゼンハウアー大統領は新たに対外經濟政策審議会(Council of Foreign Economic Policy)を設置、ドッジ前予算局長を議長に任命、対外援助計画の統合、機構の簡素化を首め援助計画全般に亘る再検討を委嘱したが、懸案のアジア援助については当初の期待に反し渋い線が打出されるのではないかとみる向もある。

斯かる米国の動きに対しソ連は十六日、もしも日本政府が兩國關係の正常化に沿つて措置を採ることを真に考慮するならば日ソ關係の正常化について實際的な措置を検討する用意ある旨の言明を行つたことが注目された。また二十八日、明年開催を予定されるアジア・アフリカ諸國會議の招請國決定その他の準備を目的としてインドネシアのボゴールで開催されたアジア五カ國首相會議(インド、インドネシア、ビルマ、パキスタン、セイロン)はアジア・アフリカ會議に中共と日本を招請することを決定したが、今回の會議はパキスタンを除けばアジアの所謂中立勢力の會合であり、これら諸國の動きは今後とも世界の関心を惹くものと見られる。

斯様な東西対立の動きの裡にあつて第九回国連總會は米、英、仏、カナダ、ソ連の五カ國共同提案の軍縮および原子力利用問題検討のため軍縮小委員會の再開決議案を全会一致で可決したが、本問題の前途は依然多難が予想される。

米国の景況は建築、自動車、鉄鋼生産の好調を背景に漸次活況を呈し、十一月の工業生産指数は一二九と前月比三ポイントの上昇を示したのに引続き当月も好調が伝えられダウ工業株値も未曾有の昂騰を示すに至つた。斯かる經濟活動の持直しは季節的要因によると見られる面も尠くないが、一般には經濟基調の好転を

示すものとして明年の見透しも良好と見る向が多い。

なお連邦準備制度理事會は当面の米國經濟の動向に鑑みて頃來の寛大な金融緩和政策から通常の緩和政策へと若干政策の線を後退させた旨報ぜられ、又株式証拠金率の引上を検討中とも伝えられる。

西歐經濟は一般に建築、鉄鋼、自動車生産、輸出の好調から一種のブーム状態を呈し、一部にはインフレの再発を懸念する向もあり、英、西ドイツには公定歩合引上論が擡頭しつつあるが、フランスでは頃來の所謂經濟擴張計画の一環として公定歩合の引下を行つており、何れにしても今後の成行が注目される。

欧州石炭鉄鋼共同体と英國との協力の取決めに關する新協定は二十一日調印され、英國政府、共同体夫々四名の代表からなる常設協力理事會を設置、相互に利害關係のある問題の處理、調整を行うこととなつた。

二、米國經濟の動向

(1) 財政・金融の動き

經濟報告に關する兩院合同委員會の經濟安定小委員會では委員長フランダース上院議員(Ralph B. Flanders)の下に、一九五二年以降における金融政策及び公債管理政策に關し六・七の兩日公聽會を開催、財務省、連邦準備制度理事會その他銀行家、經濟學者等の見解を聴取した。右公聽會は朝鮮動亂勃発以降一九五二年初に至る期間を対象としたパットマン委員會(一九五二年三月公聽會を開催)の調査に引続き、それ以降の金融政策及び公債管理政策部面における注目すべき推移に鑑み、開催されるに至つたものである。

ハンフリー財務長官及びマーチン連邦準備制度理事會議長は右公聽會において、一九五一年三月の連邦準備制度・財務省間の「了解(accord)」成立以來兩者の間に緊密かつ円滑な協理關係が維持されていること、一九五二―三年のインフレ期及びそれに続く景氣後退期に際し彈力的な金融政策及び公債管理政策を実施することに、經濟の激変を防止し、その安定及び發展を確保したこと等を強調したが、これに対し主要な批判的見解として次のごとき諸点が指摘された。

すなわち、公開市場操作に關しスプラウル・ニューヨーク連邦準備銀行總裁、チャンドラー・プリンストン大學教授等は、操作を短期債売買により行ふ旨の一

九五三年初における公開市場委員会決定に固執し過ぎた結果長期債市場を強化しえなかつたとして、事情に応じ長期債売買をも行う必要がある旨を強調し、また国債長期化政策に関しダグラス上院議員及びバットマン上院議員は昨年五月の三〇年物三々長期債発行は生産を阻碍し景気に好ましく影響を与えたものであつて誤りであつたと指摘した。更に景気対策に関してはクラーク元経済諮問委員会委員、ハリス・ハーバード大学教授等から昨年の金融引締政策は方法及び時期に疑点を残すものであり、かつその後における景況好転のためには昨年中央以来の緩和政策だけでは不十分で、準備率引下を必要とする旨の証言がなされた。

右公聴会は計二十七名の証言をえたが、連邦準備及び財務省当局ではかかる批判的見解に対し現在までの金融政策及び公債管理政策を妥当としており、一般に今回の公聴会の推移からしても差当り現在の政策の基調に変化を齎らすこととはないものとみられている。

これとは別に頃来の景気持直しとこれに伴う株式市場の活況、金融市場の堅調との関連において、月央、連邦準備制度理事会は従来のいおは寛大にすぎた金融緩和政策に手心を加えて、通常程度の緩和政策に移りつつあると伝えられ、マーチン連邦準備制度理事会議長は右に關し、十五日ニューヨークのポンド・クラブにおいて、頃日來の金融政策における「力点の変化」(“shifts in emphasis”)について、それが日日の事情の推移に応じてなされる態のものであつて「必ずしも政策の方向が変化しつゝあるとか、新政策がとられたとかを意味するものではない」と言明した。月初來金融市場は季節的要因に加うるに右のごとき連邦準備当局の態度を反映して若干引締りをみせており、財務省証券の発行利廻りは十六日発行分一・二四七%と去る一月十一日の一・三三六%以來の最高を記録、ニューヨーク市中銀行のブローカー及びデイラーに対する国債以外の証券関係貸出は十五日一四・一三億ドル(前年同期一二・八一億ドル)と一九四四年以來の高水準に達し、またニューヨーク市中銀行の準備不足を反映して連邦資金の利率も六日及び十四日それぞれ一%を示している。かかる基調はなお目先継続するものとみられ、さらに大銀行筋では事業界の活況、在庫補充に伴う運転資金増等の理由により、金利水準に目立つた変化はないとしても今後貸出は好調とならうと予測し

ている。

明年度の連邦予算は政府首腦の演説等から見て、概ね歳出六三〇億ドル、歳入六〇〇億ドル、赤字三〇〇億ドル程度のもとなる模様であり、うち国防予算については新規権限要請額三四五億ドル(本年度支出承認額二九六億ドル)同支出見積り三五〇億ドル弱(本年三五五億ドル)といわれ、また明年四月予定の法人所得税及び消費税の自動的税率引下(年間税収減各二〇億ドル及び一〇億ドル)は中止を要請されるものと伝えられている。これにより明年度も引続き赤字予算となるわけであるが、ヒューズ予算局長が右に關しなお均衡予算目標を抛棄してはいないと言明したのに対し、一部では現政府の任期を通じ累積される赤字は約二〇〇億ドルに上るとし、インフレーション防止という観点からみて極めて遺憾であると評する向も見受けられる。

なお十五日満期の国債一七三億ドルの借替実績は暫定計数において新規発行の八年八カ月二%長期債六七億ドル、一年一%債務証券五三億ドル、八カ月一%債務証券四九億ドル計一六九億ドルとなつたが、旧債のうち連邦準備銀行保有分約七〇億ドルは短期債に替えられたとみられるため、長期債応募の六七億ドルは民間資金の%に相当し、投資層の信頼を示したという点からみて注目されている。

(2) 景気の動向

鉱工業生産指数は十一月季節修正済一二九(暫定)と本年はじめて前年の水準に復し、更月後も引続き好調を伝えているが、クリスマスを控えた小売販売高も消費者の出足早く、前年比平均五%の増大(商務省の二三市調査)と見込まれ、また株式市場は年末控への玉整理に拘らず更に上進、年末には工業株三十種平均四〇・三九ドルを記録する等景況は前月に続き一般に持直し傾向をみせている。

景況持直しの主因は差当り自動車及び鉄鋼の両部門の好調に求められているが、まず本月の自動車生産は更月來一段と急昇、十八日までの週間には一七八千台と本年最高を記録、各社とも明春の販売期に備えて生産に拍車をかけており、デイラーもその販売高及び受注高の増加と在庫の低水準を伝え、新車販売に際しての値引率はこれを反映して前年に比し五〇%方縮小しているといわれている。

一般にはかかる好調が無期限に続くものではないとみられているが、ゼネラル・モーターズのカーチス社長は明年の生産を五八〇万台としかつ全部売尽されようと早くも楽観的な見解を示している。

更に鉄鋼部門も中旬まで操業率八一・五ないし八一・八の線を維持しており、需要増大は自動車関係に止まらず、機械、建築、鉄道等広汎なものがあると伝えられているが、これに伴い一部製品の価格引上(ニッケル含有ステンレス鋼平均二%弱、ニッケル含有合金平均一%弱)もみられるに及び、業界の態度は許一頃より楽観的となつて一般に明年第一四半期までは現水準を維持するものと見込んでいる。明年の鉄鋼生産高はとくに下半期の予想について大手筋に若干の意見の相異がみられるが、概ね生産高一億トン操業率七五ないし八五%見当と伝えられている。

この他建築支出は前月三五億ドルと十月に比し季節的な減少(六%減)を示したが、十一月としては史上最高で季節修正済の年率は三八一億ドルに達したとされ、また鉄道貨物輸送高も十一日に終る週間には六五三・五千車と本年初来はじめて前年同期の線を上廻つた。

クリーブランド連邦準備銀行では五三―五四年の景気後退を総括して頃来の景況持直しにより景気後退が終了したものとすればそれは極めて異例であつたとし、(イ)在庫削減が順調に行われ、物価水準に影響しなかつたこと、(ロ)建築活動が活潑であつたこと、(ハ)通貨の収縮が見られなかつたこと、(ニ)消費者が景況に左右されなかつたこと、(ホ)事業界が終始楽観的であつたこと等をその特徴としてあげているが、年末に入つて恒例の明年の景況予測も景況持直し傾向を反映して概して楽観的であり、生産、販売等事業活動は本年に比し若干上廻るとみられている。

かかる楽観的見解は、本年の後退に作用した下降要因、すなわち民間投資、国防支出、在庫等の減少傾向が明年は著しく弱まるという点に着目しているごとくであつて、例えば商務省及び証券取引委員会の調査による明年第一・四半期の新規民間工場設備投資予想は年率二六〇・三億ドルで本年実績(推定)二六六・八億ドル、五三年実績二八三・九億ドルを何れも下廻つており、同様に前記国防支出

も五六年度三五〇億ドルと五五年度の三五五億ドル(推定)、五四年度の三九七億ドルに比し引続き減少が予測されているが、本年より明年にかけての下降の程度は前年より本年にかけての下降に比してかなり小幅となつており、これと並んで在庫面でも総額では十月季節修正済七七四・八億ドルとなお減少を続けているとはいへ、製造業者分では同月四三七・七億ドルと前月比一億ドルの微増ながら、昨年八月以来はじめて上転、在庫調整の終了上転の気配をみせている。

ブルーデンシャル保険会社の調査によれば明年の経済は過剰在庫の解消と政府支出の正常化により一九五三年に比しより健全な基礎の上におかれるであろうとし、プームに入るとはみられぬまでも将来における繁栄を保証するものとならうと述べており、また国際統計社のゼロメック氏ないしはバンカーズ・トラストのライエルソン副社長は何れも明年の国民総生産が三、六七〇ないし三、六八〇億ドルと本年の三、五七〇億ドルに比し三%見当の増加を示すものと予測しているが、他方全国計画協会ソンス会長は事業活動の上昇を予想しつつもなお完全雇用には程遠いと指摘、下降要因の弱体化と同時に上昇要因についても、例えば減税が予定されず、また建築活況の持続にも疑点ありとし、結局景況の鍵を消費支出と物価の動きに求めている。この点に関連してジャーナル・オブ・コマース紙は経済学者及び実業家を対象とする景気調査の結果、明年の鉱工業生産指数の予測について前者の場合一二六、後者の場合一二一と両者の見解の相違を伝え、かつ生産指数は建築活動を算入しないため国民総生産の増加に必ずしも伴うものではないとする経済学者の意見を報じている。

なお農業部門においては十四日の農民投票により明年産棉花作付統制及び出荷割当の実施が確認された他、ペンソン農務長官は十三日明年産燕麦、裸麦、大麦、とうもろこしの支持価格を本年の八五%より七五%に引下ることを発表するとともに、今夏導入したクロス・コンプライアンス方式——全作付統制に服することなくしてはいづれの一品目についても支持しないというものを——を廃止する旨言明した。右は南部及び南西部の旱害、輸出計画の拡大、弾力的支持価格制度の導入、飼料需要増加等の事情によるものと説明されている。

アメリカ主要経済指標

	一九五二年		一九五三年		一九五四年				
	八月	九月	十月	十一月	十二月				
消費者価格指数(一九四七-一九四九) (1)	一二三・五	一二四・四	一二五	一二四・七	一二四・五	一二四・六	一二四・三		
工業生産指数(一九四七-一九四九) (2)	二四	二四	二四	二四	二六	二九	一三〇		
個人所得 (一〇億ドル) (3)	二七・二	二八・一	二八・四	二八・六	二八・九	二九	二〇・三		
就業者数 (千人) (4)	六、二九三	六、二九二	六、二六	六、二四四	六、二四二	六、二七三	六〇、六八八		
失業者数 (千人) (5)	一、六七三	一、五四	一、五四	一、五四	一、五四	一、五四	二、八九三		
新築業者数 (百万ドル) (6)	二、七五二	二、九八	三、一四五	三、一七	三、一〇五	三、一九三	三、二六三		
輸出入額 (7)	八九三	九〇六	八二四	七八	七六三				
輸出額 (8)	一、二六六	一、三三	一、五四	一、二二	一、二六六				
輸入額 (9)	四四、一八〇	四六、七三	四三、九二	四三、六六	四三、八四二				
製造業在庫 (10)	二、〇四六	二、〇四一	二、〇四一	二、〇四一	二、〇四一				
製造業売上高 (11)	一一・六	一一・一	一一・一	一一・一	一一・一				
卸売物価指数(一九四七-一九四九) (12)	一、九三	一、九三	一、九三	一、九三	一、九三				
株価指数 (一九三九-二〇〇〇) (13)	一一〇	一一三	一一三	一一三	一一三				
百貨店売上高指数(一九四七-一九四九) (14)	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇				
現金流通高 (百万ドル) (15)	三〇、四三三	三〇、七六一	二九、九八	二九、九八	三〇、七四	三〇、〇〇〇	二六・七		
要求払預金残高 (15)	一〇一、五八	一〇一、四五	九九、四〇〇	一〇一、一〇〇	一〇一、一〇〇	一〇四、一〇〇	一一六		

(備考) (1)労働統計局調査、(2)連邦準備制度理事會調査、調査分月平均、(3)商務省調査、(4)国勢調査、十四歳以上の労働者、季節的調整なし、一九五四年一月より調査対象変更、(5)商務省および労働統計局調査、(7)(8)商務省、陸、海軍調査、(9)商務省および連邦準備制度理事會調査、(10)労働統計局調査、(11)証券取引委員会調査、普通株二六五種平均、(12)連邦準備制度理事會調査、未調整分、(13)国庫および連邦準備銀行手持分を除く、月中平均額、(14)銀行間預金および政府預金を除く、各月最終水曜日残高、※推定

アメリカ主要商品および株式相場

食料	一九五〇年		一九五一年		一九五二年		一九五三年		一九五四年		備考
	六 月 三十 日	十二 月 三十一 日									
小麦(一ブツシエル)	二・三三五	二・八三	二・五七	二・三三	二・四七	二・五六	二・六六				
玉蜀黍	一・七六	二・一九	一・八七	一・八四	一・八一	一・八五	一・八三				
ライ麦	一・七四	二・四〇	二・二九	一・六八	一・七八	一・七三	一・七四				

燕	小麦(一〇〇ポンド)	一・二三%	一・一五%	一・〇七%	一・〇〇%	一・〇五%	一・〇六%	一・〇二%
小	粉(一〇〇ポンド)	六・〇五	六・四〇	六・三五	六・九五	七・四五	七・三五	七・三〇
サ	ントス(セーポンド)	一六・一五	一六・五〇	一六・四五	一七・〇五	一七・五五	一七・四五	一七・四〇
コ	ーヒー(セーポンド)	四九%	五三%	五三%	六四%	六九%	六九	六七
パ	ヒア・ココ	二九・九〇	三三・九〇	三三・〇五	五〇・〇五	四六・四五	四七・九五	四六・四〇
砂	糖	七・七〇	八・二五	八・六五	八・六五	八・六五	八・六五	八・六五
バ	ター	五九%	八三%	六七	六六	五八%	六〇%	六〇%
ラ	ード	一六〇	一五・四五	九・四五	一六・六	一五八%	一六一%	一六〇%
金	属	一二・七〇	一五・四五	九・四五	一八・二〇	一六・四五	一三・九五	一三・九五
鉄	鉄(ト)	四九・九四	五七・一一	五九・七五	六一・二五	五〇・一六	五〇・一六	五五・一六
ピ	レット	五三	五六・三〇	五九	六二	六四	六四	六四
屑	鉄	四二	四四	四四	三三	三七	三七	三七
電	気銅(セーポンド)	二二%	二四%	二四%	二九%	三〇	三〇	三〇
ア	ルミニウム	一七%	一九	二〇	二一%	二二・二〇	二二・二〇	二二・二〇
ア	ンチモニー	二六・二八	五一・四五	三六・四七	三〇・四七	三〇・四七	三〇・四七	三〇・四七
鉛	(シ)	一一	一九	一四%	一三%	一五	一五	一五
水	銀(七六ポンド)	七五	二二	二一八	一八八	三二五	三二五	三二〇
亜	鉛(セーポンド)	一五・七二	二〇・三八	一三・三三	一〇%	一一	一一	一一
海	峽錫(ド一ポンド)	〇・七八%	一・〇三	一・二一	〇・八五	〇・九二%	〇・九〇%	〇・八八
織	維							
綿	花(セーポンド)	二四・七九	四二・七五	三三・六〇	三三・七五	三五・〇五	三四・九〇	三五・一〇
プ	リント(セーヤード)	一五%	一六	一五%	一四	一三%	一三%	一四
そ	の他							
ゴ	ム(セーポンド)	三一%	五二	三四	二〇%	二六%	二七%	三四%

皮	革(一)	二五%	二五	一八	一四%	一一三%	一一三%	一一二%
原	油(一)	二・五一	二・五一	二・五一	二・七六	二・七六	二・七六	二・七六
株式市場	株(三)	二〇九・〇八	二六九・二三	一九一・九〇	二八〇・九〇	三五二・二四	三八六・七七	四〇四・三九
工業	株(二)	五二・二四	八一・七〇	一一一・二七	九四・〇三	一一七・六九	一三一・四七	一四五・八六
鉄道	株(一)	五〇・六四	四七・二二	五二・六〇	五二・〇四	五七・八一	六〇・七五	六二・四七
公共	株(一)							

(備考) 特記したものはニューヨーク標準相場

(3) 対外経済政策

大統領は十一日新たに対外経済政策審議会(Council of Foreign Economic Policy)を設置し、ドッジ氏を大統領の特別補佐官としてその議長に任命した。同審議会はドッジ議長の下に国務、財務、商務、農務、FOAの各長官及び国家安全保障問題特別補佐官(カトラー R. Cutler)、経済問題行政補佐官(ホージ G. Haugan)、経済諮問委員会委員(バーンズ委員長或はジャコビー Jacoby 委員)等をもつて構成され、冷戦の経済的側面の検討を行い、対外経済援助計画、FOA存廃問題等の検討、統合をなすことを任務とするものとされている。

同審議会の当面の問題はとくにアジア経済援助計画に関し、政府部内に存在する見解の相違を調整することにあるとみられているが、かかる問題の処理のため右のごとき閣僚段階の審議会を設け、これに実業家、銀行家としての手腕と前予算局長としての経歴をもつドッジ氏を議長に任じたことは、援助計画の簡素化、効率化という観点から適切な措置であるとし、各方面から好感されている。大統領は明年勿々アジア経済援助計画の大綱を示すものと予想されているが、その細目についてはその後更に二―三カ月を要するとみられ、一般には、(イ)援助計画全体としては減少するが、アジア援助は増加しよう、(ロ)アジア援助はマーシャル・プランに比して規模は小さく、かつ長期的なものとなるよう、との予測が行わ

れている。

かねて懸案の米国品優先購入法(いわゆる 'Buy American' Act)の改正については、去る九月ティブル・ロック・ダムにおける陸軍関係の国際入札に、〇六七ドル対一、二一〇ドル(価格差二二%)の差をもつて英国業者が受注して以来、いわゆる二五%の価格差に関する政府の態度の変化が目目されていたが、十七日に至り大統領は同法の適用緩和に関する命令を発表、取敢えず行政権限の範囲内において海外の批判に應えんとともに、その通商計画を一步前進せしめることとなつた。

今回の大統領令は各行政機関に対し外国産物資購入に際し価格上ないしは公共利益上考慮すべき基準を与えんとするものであつて、これによれば、国内業者の入札価格が外国業者の入札価格(関税及び着荷後の諸掛を含むもの)に比して次の価格差を上廻る場合には国内業者の価格を不当とし、外国業者に発注することとされている。

- (イ) 関税及び着荷後の諸掛を含めた外国業者の入札価格の六%をこえる場合、または
- (ロ) 関税及び着荷後の諸掛を差引いた外国業者の入札価格の一〇%をこえる場合(但し外国業者の入札価格が二千ドル以下の場合には関税のみを差引き右の一〇%を算定する)

但し右大統領令は同時にこの例外として大量失業地域の生産者を保護する必要がある場合、中小企業に発注する場合、或は国家安全保障上の理由により必要ある場合等には外国業者の入札を拒否しうる旨規定している。

関税委員会及び互恵情報委員会では明春の対日関税交渉に関し、関係各方面の見解を聴取するため、十三日より二十三日までの間公聴会を開催、百余名に上る証言を集めたが繊維品、雑貨、水産物、陶磁器、化学製品、光学器械、電気器具等日本の対米主要輸出品のほとんどについて連日に亘り関税引下に対する激しい反対論が展開された。これら業界の主張するところは、日本商品の輸入が現在まで既にかんがりの程度に達していること、日本商品の価格は低賃銀労働と生産設備の改善により、甚しく格安で米業界はこれに対抗しえないこと、対日関税引下はヨーロッパ商品の輸入増大を伴うこと、したがって関税引下などによりこれ以上日本商品の輸入が増加すれば、国防産業に重要な影響を与え、産業界の不振を激化し失業の増大を齎らす危険があること等に概括されることであるが、業界におけるより一般的な空気として、真珠湾攻撃より僅か十三年しか経ておらずかつすでに相当額の対日援助をなしているにかかわらず、更に業界の犠牲において日本品の輸出市場を拡大しようとしている政府の動きに対し「鋭い皮肉」(sharp irony)を浴びせていると報ぜられていることは注目されることである。

十二月中金ドル準備の増減

前年同月中	米 国 援 助	対 E P U	対その他地域	米 国 借 款 返 済	E P U 債 務 返 済	合 計	残 高
十 二 月 中	(+) 八	(+) 三	(+) 一七	(-) 一八九	(-) 二	(-) 一六三	一、七六二
前 年 同 月 中	(+) 二〇	(+) 四	(+) 一一四	(-) 一八一		(-) 四三	二、五一八

(単位 百万ドル)

ポンドの現物為替相場は二十四日現在二・七八ポンド、同日のニューヨーク市場における振替可能ポンド相場二・七一ポンドと依然低迷の域を脱していない。明年早々には羊毛、ココア等、スターリング地域の季節的収入の増加、十月の港湾ストによる影響の一巡ないしはソ連の金売却等を予想して相場の回復を期待する向もあるが、例年ポンド相場の強調を示す先行二、三カ月間の推移は西欧及びスターリング地域で進められて来た為替、貿易の自由化の今後の動向に大きな影

これに対し政府では日本を自由世界に留め、かつその輸入水準を維持するために、輸出の増加を図る必要があるという立場を変えておらず、また米国業者の間からも、例えば(イ)関税引下は消費者に有利であり、(ロ)引下反対論は外国商品との競争から生ずる損失を誇張しており、(ハ)外国品輸入は国防産業その他に新技術を与え、その進歩に資するものであり、(ニ)国内市場の縮小は別の要因から生じている等のごとき賛成論も見受けられ、さらに二十七日まで受理される書面陳述においても関係者間に引下賛成論が準備されつつあるといわれる。何れにせよ今回の公聴会及びこれに続く政府の動向は今後新議会において展開されるアイゼンハウアーの貿易自由化政策の先づきをなすものとして関心を惹いている。

三、西 欧 諸 国

(1) 英 国 —— 金 利 の 上 昇 傾 向

十二月中金ドル準備は左の如く一六三百万ドルを減少して残高は二、七六二百万ドルと本年三月の水準近くまで低下した。この減少は主として米國、カナダに対する一八九百万ドルの借款返済によるものであるが「対その他地域」の収支に見られる如くスターリング地域の金ドル収支は前年同月に比較して著しい不振を示している。

響を及ぼすものとして注目を要する処である。なお英蘭銀行は外貨証券の取扱について明年一月中旬初に公認業者の拡張、振替の自由化及び手続の簡素化等為替管理の整備を行うことを発表したが、これは些細な改正ではあるが交換性回復に向つての努力を示すものと見られている。

十一月中の貿易は左の如く輸入の著増、輸出の減少によつて入超額は一三一・九百万ポンドの多額に上つたが、これは港湾スト解決後先ず輸入滞貨の荷捌きが

行われたためである。なお港湾ストは十月、十一月の貿易収支に極めて大きな影響を及ぼしたが、十二月以降にも十一月の如き事情または反動的な輸出の増加等が予想され、これがポンド相場にも種々の攪乱の影響を及ぼすものと見られている。本年一月以降十一月までの累計を前年同期に比較すると輸出の増加（輸出量指数では約七増）によつて入超額は約一割方減少している。輸出の増加を地域的に見ると、西欧及びブスターリング地域向けが増加し、米国、ラテン・アメリカ地域向けは減少を示し、特に西欧諸工業国との貿易拡大、ラテン・アメリカ、中東諸国等未開発国との貿易縮小傾向が指摘されている。

英国の貿易収支 (単位 百万ポンド)

	輸 出	内北米向け	輸 入	差引入超
十 月	二二四・〇	二二二・一	二二八・二	四・二
十 一 月	二〇一・九	二四・〇	三三三・八	一三一・九
一 一 月	二、五一〇・六	二五三・九	三、〇七一・〇	五六〇・四
前年一十一月	二、四五五・二	二九二・八	三、〇六五・三	六一〇・一

国内経済面について見れば工場、機械の設備投資が夏までに前年比約二増に止まっていたのが、漸増傾向にあり、消費また家庭用電気器具等耐久消費財を主として十月まででは、前年比約五増（食糧を除けば九増）の高水準を示し、特にクリスマス前の小売売上は前年を一五％程度上廻つたものと見られる。右の如き事情を反映して鉱工業生産も引き続き活潑で鉄鋼生産は年間一八・五百万トン（前年一七・六百万トン）に達し、明年は一九・二五百万トンの生産が見込まれており、本年の鉱工業生産指数は前年比五％以上の増加を示すものと予想されている。

一方金融面では銀行貸出が十一月に一、八五八百万ポンドと従来のピーク一九五二年五月の一、九五二百万ポンドをかなり下廻つてはいるものの前年同月に比較すれば、一八二百万ポンドの増加を示し、特に民間企業については小売業及び賦払購入金融会社に対する貸出が増加している。一方銀行預金は十一月現在六、六八三百万ポンドで前年同期比四％の増加を示し、銀行券また十二月中に一〇七百万ポンドの増加（前年同期の増加九一百万ポンド）を示して二十三日現在一、七

五八百万ポンドと前年同期に比して一八百万ポンド（七％）上廻っている。

更に物価は十月現在卸売物価指数が前年同期比一増に止つてはいるのに対し、小売物価指数は三％、賃銀指数は四％も前年同期を上廻つており、特に賃銀については造船、機械工組合（組合員約三百万人）が約七％、鉄道従業員組合（組合員四十万人）が前年来懸案となつている一五％の賃上要求中で、後者は明春早々にストライキを行うことを企図しているとも伝えられる。

なお財政面では生産及び企業利潤の増加を反映して歳入が好調を示し、その他資本支出の低下から四月以降十二月十一日までの支出超過額は五二五百万ポンドと前年同期比二億ポンドの減少を示しているが、一般的な景気上昇傾向並にポンド為替相場の軟調を反映して金利の上昇が目立つている。即ち大蔵省証券の平均入札レートは前月来％上昇して十二月十七日には一％を示し、銀行引受手形（二ないし三カ月）割引率また％上昇して一％となつた。また長期金利もコンソル公債について見れば月中約二％の市価低落によりその利廻は、前月末の三・七三％から三・七七％に上昇している。右の如き金利の上昇は国内経済におけるインフレ的徴候から英蘭銀行の公定歩合引上げを予測する向があること、米國財務省証券利率が上昇していること、市中銀行が年末の決算を控えて現金準備を手厚くする傾向のあること等の事情によるものと見られる。現在の英國経済のインフレ的傾向については英國議會でも問題となつたが、モードリング大蔵次官は「繁栄と完全雇用を目標とする政策を行う限りインフレの危険があるのは当然であり、その危険があるからといって政策目標を放棄することはない」と述べており、またバトラー蔵相も十月に、二十五年間に英國の生活水準を二倍に引上げることも可能であると述べるとともに、投資の増加を期待するという演説を行つており、この経済拡張を企図する政府の政策が遽に変更されるとは見られないが、為替相場の今後の動きとも関連して公定歩合についての関心が強まっている。公定歩合引上げの予想については、英蘭銀行のオープン・マーケット・オペレーションが現在特に引締められる傾向もなく、本月の國債借換に當つて新規債が発行されなかつたこと及び借換応募が多額に上つたこと（註）等の点から早急には行われることがないものと見られているが（十二月四日、エコノミスト及びステイチ

スト)、上掲エコノミスト誌が「経済的な事情からは引上げの理由はないが、政治的な事情即ち政府が来年度予算において、人気取りを狙って減税を行うとすれば、その前に過度の需要増加抑制のために公定歩合を引上げることとも予想される」とし、ステイチスト誌が「明春一、二月になつてもポンドの相場が回復しなければ金融引締め政策も考慮しなければならない」と述べ、またタイムズ紙(十二月二十日)が「米国の金融政策の変化の程度及び速度如何によつては今後変更の必要が生じるかもしれない」とする見解等は注目すべきものである。

(註) 前月末発表された二%国庫証券七三四万ポンドの借換は郵便貯蓄資金等を運用する国債管理委員会によつて予め買入れられていたものが多かつたものと見られるが、二%大蔵省証券(一九六〇年償還)に四四八万ポンド、三%借換証券(一九六一年償還)に二〇二万ポンドの応募があり、明年四月満期となつて現金償還されるのは八四万ポンドに止ることとなつた。なお従来国債の借換に当つては現金払込の新規国債を發行し、現金償還額を上廻る資金を吸収して来たが、今回はこれが發行されなかつた。

(2) フランス——フランス銀行公定歩合の引下
フランス銀行は十二月二日定例重役会に於て公定歩合の引下を決定し、これを公表すると共に即日実施に移した。今回の措置は証券担保貸付金利(四・五%据置)を除く各種金利を一律に〇・二五%方引下げ三%と改めたものであつて詳細は次の通りである。

戦後に於るフランス銀行公定歩合の変遷 (単位——%)

改正年月日	業務種別	割引	(1) 公債買入	証券担保貸付	(2) 公債担保短期貸付
一九四一年三月十五日		一・七五		二・七五	一・七五
一九四五年一月十九日		一・六二五		二・七五	一・六二五
一九四七年一月九日		一・七五		三・二五	一・七五
十月九日		二・五〇		四・二五	二・五〇
一九四八年九月四日		三・五〇		四・五〇	三・五〇
三十日		三・〇	二・五	四・五〇	二・五〇

買入の対象となる公債は三ヶ月以内に期限の到来するものに限られる (2) 貸付期限は最長三十日	一九五〇年六月八日	一九五一年十月十一日	十一月八日	一九五三年九月十七日	一九五四年二月四日	十二月二日
	二・五〇	二・五〇	四・〇	三・五〇	三・二五	三・〇
	二・五	三・〇	三・五	三・五	三・二五	三・〇
	三・七五	四・〇	四・五〇	四・五〇	四・五〇	四・五〇
	二・五〇	三・〇	三・五〇	三・五〇	三・二五	三・〇

今回の措置は前月に於る市中金利、短期公債利率の引下等と同じくフォールド相の金利引下政策の一環として行われたものであり、既に数週間前から一般に予想されていたものであるが、フランス銀行当局の決定が政府の要望に基いて行われた点には特に注目に値する。最近に於る金利の引下を可能にしたものとしては財政収支、外貨準備等に見られる一般情勢の好転とこうした傾向を背景にした通貨価値の安定とが指摘され、現金通貨の漸増傾向も生産並びに経済活動水準の上昇に伴う現象で特に不健全なものとは見られていない。然しながらこれらの情勢はいずれも尚安定したものとはなっていない。国家信用理事会に於るフランス銀行総裁の言明もこの点にふれ今後の施策には慎重な配慮が必要であることを強調し、現行の量的統制策即ちフランス銀行に於る再割限度の固定措置と市中銀行に對する公債の保有の強制制度に変更を加える意思のない点を明らかにした。

なお最近では右の量的統制措置が導入された当時(一九四八年)に比し情勢は著しく変化し、フランス銀行の各行別再割残高は限度に對しいずれも一応の余裕をもち各市中銀行の保有公債残高も最低限度をかなり上廻る状態にあると伝えられている。こうした情勢は商品のストック並びに金・外貨の私的隠退蔵の減少に基く資金需要の減退によるものと見られるが、反前記再割限度の枠外となつてくる中期信用動員手形のフランス銀行再割残高が年初来約四〇%を増加しているという状況に鑑み、フランス銀行当局者の判断も、現状を以て量的統制措置緩和の時期と見るよりも、むしろ公定歩合の引下によりコストの切下に努力すべき時であるという結論に落ち着いたものの如くである(尚今回の引下については年度末に於る短期公債発行計画との関連をも無視することが出来ない)。

一方先に国民議会に提出された一九五五年度の財政法案に於ては政府は来年度の目標として生産水準の上昇を六%（農業生産は四・五%、工業生産は七%の上昇）と予定しているが、余りにも急激な国内需要の増大——賃銀水準の上昇（六%）を通じ十八カ月計画の有力な支えとして促進されてきたものであるが——に對しては若干の懸念も表明されている。換言すれば現在迄の所、物価の上昇を伴わずに進められてきた経済の拡張は、人的並びに物的資源が完全雇用に近づくにつれ次第に困難となり、完全雇傭下に於る需要の増大により物価の上昇とインフレ再現の危険が表面化する懼れがあるわけであり、こうした見地から来年度の投資計画には多大の関心が集められている。

政府の見透によれば、一九五五年度の国民総生産は対本年比五%、資本投資は一〇%といずれも上昇が予想されているが、消費支出の増大は四%に抑えられており、特に私的投資の増加（最少限度二、〇〇〇億フラン）が必要とされている。私的投資増大の必要性は最近に於る投資の対象が、公共投資によつて賄われていた基礎産業部門から消費財増産の要請によつて加工工業部門に移行するに伴い、益々強くなつてきているが、こうした必要性が満される為には消費の抑制は不可欠と見られている。従つて一九五五年度のフランス経済は若干その様相を転ずることが予想されるわけであるが、財政負担の減少、企業の再編、貿易の自由化等の諸施策と並んで金利の引下は更に重要な課題となるであろう。

(3) 西ドイツ——景気の動向と投資援助終結法

(1) 景気の動向

西ドイツの景気は依然好調を持續し、十月戦後最高を記録した工業生産はその後も続伸、十一月には二〇二と記録を更新、物価指数は概ね横這に推移しているものの、投資財特に機械、自動車部門並びに建築部門の異状な活況を映じて、鉄、非鉄金属、木材、ゴム等原材料・基礎資材は強調、鉄、自動車タイヤ等には在庫払底の徴候すら認められる。一方消費財部門においても工業生産の活況による雇傭増大、労働時間延長（十一月中平均労働時間週五十時間）に加え、九月以降の賃金上昇もあつて、十二月クリスマスを押えて需要急増、年末の小売売上高は戦後最高を記録するものと期待され、衣料、皮革、靴、バター等に価格騰貴の傾

向が見受けられる。

他方十二月十日の納税期を控え異例の好景気による買氣擡頭のため現金需要は順に増大、短期性預金は急減すると共に貸出は急増（レンダー・バンクに週報を送付している主要銀行四八〇行の十一月下半月の要求払預金及び定期預金減一八二・八百万マルク、短期貸出増九一・七百万マルク）、五月公定歩合引下げ以後引き続き公定歩合を上廻つていたコール・レートも十一月下旬以降反騰して更月後も上昇を続け、十日前後フランク・フルトにおける市場レートは翌日物三%—三%、年越物に至つては四%—五%を記録、金融市場は窮屈化して中央銀行貸出も増加の一途を辿つた。

レンダー・バンクはこの間の市場情勢の変化に應ずるため、十一月二十九日から十二月十三日に至る半月間に%宛三度にわたつて大蔵省証券等公開市場操作対象証券の売却利率（Abgabeszins）を引上げるといふ異例の措置を執つた（次表参照）。時偶タイギリスにおける公定歩合引上の噂が巷間に流布せられ、また去る五月、レンダー・バンクが英国に追隨して公定歩合を引下げたという経緯もあつて、この措置を来るべき公定歩合引上の先駆と見る向もあり、十五日の本年最後の理事会の決定が注目されていたが、この理事会においてレンダー・バンクは従来の方針を維持し公定歩合は据置くという態度を決定した。

大蔵省証券売却利率の推移

摘要	变更日期				
	八月二十三日	十一月二十九日	十二月一日	十二月一日	十二月十三日
大蔵省手形	六〇—九〇日	二¼%	二¾%	二½%	二½%
シ	三〇—五九日	二¼%	二¼%	二¾%	二½%
シ	半年	二¾%	不変	三%	三¾%
シ	一年	三¾%	不変	三¼%	三¾%
シ	二年	四%	不変	不変	三¾%
備蓄局手形	六〇—九〇日	二¾%	二½%	二¾%	二¾%
シ	三〇—五九日	二¼%	二¾%	二½%	二¾%

なお年末の異状な好景氣に対し經濟界の一部には最近見受けられる思惑買、買急ぎの傾向を指摘して警戒論を唱えるものがあり、ハムブルグの新聞デイ・ツァイト(Die Zeit)も「レンダー・バンクの十一月月報が「基礎資材、生産財に過剰需要(übernachfrage)が認められる」と述べている点を把えて經濟基調の変化に慎重に対処すべきことを要求しているが、冬期建築活動の低下、来年度減税見越の備蓄需要の一服と共に思惑需要も早晚沈静するものと見られている。

またレンダー・バンクは前記理事会において一九五一年二月以来金融機関に対する融資の前提条件として来た信用準則の中貯蓄銀行に対する規制の改正を決定した。即ち従来貯蓄銀行については準則の規制比率の算定に当つて貯蓄預金が一般預金と區別して取扱われ、貯蓄銀行の貸付及び当座貸越の最高限度は自己資本と貯蓄預金を除く預金との合計額の六〇%、流動資産の最低比率は貯蓄預金の半額を除いた外部負債の一五%と定められていたが、右改正により今後は規制比率の算定に当り、いずれの場合にも貯蓄預金の控除はなくなつた。理事會はこの措置は特に貯蓄銀行の信用供与を抑制する意図に出たものではない旨付言しているが、貸付枠が拡大せられたにも拘らず従来流動資産比率が低かつた貯蓄銀行にとつて、この措置が事実上信用抑制の効力を有することは否定し難いように思われる。

同日の理事会において州中央銀行における市中金融機関の再割引枠の縮小も論議された模様で金融機関筋では今後枠が減額されるものと見ている。ただ再割引の決定は全くレンダー・バンク及び州中央銀行の内部的取扱に属し公表されないため、現実に枠超過を理由に再割を拒否される迄は枠の変更を確認出来ない。十二月は異状な金融硬化を示現したものの近時金融機関の流動性は増加しており借入も少いたため大銀行などにとつてはこの変更は殆んど影響ないものと見られるが、借入の多い小金融機関には可成り影響するものと見られている。この措置は最近の情勢に鑑み信用膨脹を避けるためレンダー・バンクが万一の場合を考慮して採つた措置と考えられている。

(四) 投資援助終結法(Das Investitionshilfeschlussgesetz)
西ドイツの電力、石炭、鉄鋼等基幹産業復興のため一九五二年一月七日以来実

施されて来た投資援助法(Gesetz über die Investitionshilfe der gewerblichen Wirtschaft)は本年末を以て失効することとなつて、九日下院經濟委員會は同法終結法及び同法終結に伴う繰出超過金処理の大綱を決定した。投資援助終結法は納入未済の繰出義務額及び延滞金の処理に関するもので一九五五年十二月三十一日迄に取立事務を完了することを定めている。なお投資援助法による企業の繰出金として一〇億マルクが予定されていたが、本年九月末における繰出義務額は一、一六七百万マルクに達し、徴収額が予定額を一四〇——一五〇百万マルク上廻ることが明になつたため予ねて繰出超過分の使途が問題となつていた。今回の委員會の決定によつて超過額処理の大綱が明かにされたが、それに依れば(1)繰出超過額は投資援助の対象外の企業に対する長期貸付に当て、特に資本市場において資金調達困難な中小企業に対する貸付を優先、総枠の六〇%は一〇〇千マルク以下の貸付に向け、(2)貸付最高限度は三五〇千マルク、期間は最長十年とし返済は三年間据置とする、(3)この計画を実施するため新に諮問委員會(Beirat)を設置することになつて、なおこの計画を具体化するため大蔵、通産省及び工業銀行(Industriekreditbank A. G.)三者による事務的話が進行われ、その結果諮問委員會はドイツ商工會議所から二名、ドイツ中小企業連盟中央會から五名、計七名の代表によつて構成されることが決定された。ただ事務當局案では貸付最高限度を五〇〇千マルクに引上げ、総額の中五〇%を二〇〇千マルクを超えない貸付に向けると比較的規模の大きな企業に有利となつており委員會の案との調整が問題となるものと思われる。

また委員會は工業銀行内の投資援助特別基金(Sondervermögen)に蓄積されている延滞料及び延滞利息四一七百万マルクを經濟調査のため支出することをも併せ決定した。

今回の投資援助終結法の論議に當つて特に問題になつた点は、同法がその適用を受ける基幹産業に対し本年末迄に取得された投資資産に対し所得税法の例外として特別償却を認めて来た所謂特別償却規定の存廃であつて、この点經濟界では(1)西独の基幹産業は現在なお投資不足で且投資材価格は上昇していること、(2)資本市場での資金調達は依然困難であり借入は金利負担が大きいこと、(3)世界市場

における競争激化は合理化、近代化を、再軍備は生産力拡大を要求していること等の理由を挙げてその存置を主張していたが一方(1)税負担公平の原則に反すること、(2)過剰な非生産的投資を招来すること、(3)資本市場の発展を阻害すること、(4)一九五一年以降企業の租税負担は減少していること等の有力な反対もあり結局廃止されることに決つたものである。

投資援助法施行以来三年間、醸出金による投資は九八二百万マルク(九月三十日現在、内訳次表参照)に達し、被援助企業数も一八七企業(鉄鋼二二、石炭三四、電力三四、ガス四八、水力四八、鉄道一)に及んだが、最も顕著な成績を挙げたのは石炭業であつて特別償却を含めて投資額は一、五三五百万マルクに及んだ。投資援助法によつて基幹産業が必要とする投資資金が充分供給されたとは言いが、資金不足の状況下にあつて投資誘引の役割を果した点は経済界においても高く評価されている。

投資援助計画に基づく投資額

(一九五四年九月末現在、単位 百万マルク)

業種	金額	業種	金額
鉄鋼	二八三・〇	水力	七二・八
石炭	二二八・二	連邦鉄道	五〇・〇
電力	二四一・六		
ガス	一〇七・一	合計	九八二・七

四、共産圏諸国

(1) ソ連——農業増産措置の成果と圈内貿易の発展

ソ連では第五次五カ年計画(一九五五年における工業生産の目標一九五〇年比七〇%増、本年までに六三%増に達する見込み)の早期達成を目標に引続き増産に努力しているが、このほど(十一月八日)昨年九月、本年二、三、六月における党中央委員会総会の農業増産措置に関する最初の遂行実績が党中央委員会および閣僚会議により発表された。

右によれば十一月五日現在コルホーズおよびソフオーズ(国营農場)の国家に對

する穀物の供出および販売高は前年同期に比し二八九百万ブード(四七〇万トン)増で、うち小麦は九一百万ブード(約一五〇万トン)の増加となつている。ウクライナ南部、沿ヴォルガ地方等一部地域の天候不順、干ばつ等により政府の集荷計画を一部削減しなければならなかつたにかかわらず右の如く国家に對する供出および販売高が増加したのは未開墾地開拓の進捗とシベリア、カザクスタン、ウラル地域の収穫率の上昇によるものとされている。

馬鈴薯、野菜生産も増加し、十一月一日現在国家の買入額は前年に比し一三三万トン、四四万トンとそれぞれ増加しており、また棉花生産も播種面積の拡大、収穫率の上昇により増大し、十一月五日現在国家買入額は前年同期に比し二二万トン(最近の数字は明かでないが、一九五〇年の棉花生産三七五万トン、その後増加の傾向にある)の増加であるといわれる。さらに家畜頭数も本年十月一日現在において前年同期に比し牛一五〇万頭、豚三四〇万頭とそれぞれ増加しており、従つて国家の買入額も肉二三万トン、牛乳六七万トンと増大している。未開墾地開墾計画も本年度の目標一三三万ヘクタールに對し十一月五日現在すでに一七百万ヘクタールに達しており、政府もこうした成果に鑑み新開拓地の播種面積を一九五六年に二八百万ないし三〇百万ヘクタールに引上げる意向と伝えられる。この未開墾地開拓計画の成否いかんは穀物に對する増大せる需要の充足、国家予備の確保、畜産業の発展等農業問題の解決にとり極めて重視されている。

以上の如く農業生産の増大に若干の成果が認められるが、これは昨年七月来実施された農業税の軽減、供出価格の引上、農業投資の増大、機械化等一連の農業増産措置が一応その効果を示しつつあるものと見るべく今後の推移が注目される。

ソ連圏諸国相互間の経済協力関係はますます発展している模様であるが、特にソ連圏相互の経済協力の主要形態である貿易の発展には顕著なものが見られる。すなわちソ連圏内各国の貿易額に占める圈内諸国の比重は一九五三年において中共が前年の七二%に對し七五%、ポーランド同六七%に對し七〇・四%、チェッコ同七一%に對し七八・四%、ハンガリー七一%に對し七七%といずれも上昇している。ただルーマニアおよびブルガリアは前年のそれぞれ八五%、八九%に對し

八四・四%、八五・七%と若干低下しているが、ソ連圏各国とも貿易額の七〇%以上がソ連圏諸国の占めるところとなつてゐる。またソ連の貿易総額は一九五一年一八〇億ルーブル、一九五二年二〇九億ルーブル、一九五三年二三〇億ルーブルと増大し、戦前水準を四倍以上上廻つており、さらに一九五四年上半期の貿易総額は前年同期に比し三〇%の増大を示し、又ソ連貿易額の八〇%はソ連圏諸国との貿易により占められてゐるといわれる。こうしたソ連圏内における貿易額の増大、圈内自給自足態勢の進展は東西貿易拡大の可能性を縮小せしめるものとして西欧諸国から危惧の念をもつて見られ、その成行が注目されていた。この問題についてこのほどソ連外国貿易省の機関誌「外国貿易」が「ソ連と人民民主主義諸国との経済協力は社会主義陣営諸国と資本主義諸国間の貿易関係の発展を妨げるものではない」とし、これを証拠づけるものとして一九五三年および一九五四年中ソ連およびその他ソ連圏諸国が資本主義諸国と多くの通商協定を締結して東西貿易を拡大したことをあげており、事実本年上半年におけるソ連圏諸国の西欧諸国からの輸入については前年同期の三三五万ドルに対し四五四万ドルと一九九万ドルの増加を示したが、輸出は若干低下した模様である(詳細不明)。しかし東西貿易が当初期待されたほどの拡大を示さなかつた理由としてはソ連圏諸国の輸能力、支払能力等種々あげられるが、一面、前記ソ連圏内における貿易量の増大、自給自足態勢の進展も見逃すことができない一要因とされている。

(2) 中共——農産物の収穫成績と農業金融の近況、明年度建設公債の発行
中共における本年度の食糧収穫高は、一般の予想に反して、農業部の統計によれば、一七〇万トンに達し昨年の実収高を三%方上廻つたといわれる。このうち麦は増反と豊作のため昨年より四百万トンの増収となり、雑穀類も増産を示したが、米のみは揚子江・淮河下流地区の洪水のため若干の減産を免れなかつた模様である。一方綿花および煙草の収穫も増加し、又油料作物は落花生、菜種、胡麻の合計収穫量八二億斤(約四百万トン)で昨年より一八%の増大をみたと発表された。

中共は昨秋来屢々農業の集団化ないし社会主義的改造を強調しているが、この社会主義政策を推進するに当つて見逃すことのできないのは農業金融の果たす役割

である。すなわちそれは所要資金を供給し増産を確保するのみならず、資金の供給面を通じ農民の組織化を促進し、高利貸等の資本主義的勢力を払拭する任務を与えられてゐるわけである。従来農業金融は主として人民銀行による各種の貸付(農具貸付・肥料貸付・水利貸付・林墾貸付・牧畜貸付・特産貸付)によつて賄われた。昨年中の農業貸付総額は一五六、六五五億元で前年を一一五%方上廻り、年間を通じての最高貸付残高は九七千億元に上つたといわれ、本年も年初来十月末までに六六、八三六億元の貸出が行われている。また、今春以降農産物の予約買付制の実施に伴い契約農家に対し予約手付金が交付されることになつた。本年の予約手付金の交付総額は開始早々のため一二千億元程度に止まつたといへ、今後この制度の強化が予想されるからには予約手付金の農業生産金融における比重は漸次増大するものとみられる。さらに重要な意味をもつてゐるものは農村の余資を吸収する一方生活資金等の貸出も行い高利貸資本に対抗しうる農村自体の金融組織である。しかしながら過去一年間金融面における組織すなわち農業信用合作社の発展は、生産の分野における農業生産合作社や購買・販売の部門における農業供給合作社に比較すれば微々たるものにすぎなかつた。すなわち農業生産合作社はすでに二二五千個に達し、互助組を併せれば参加農民は全農民の六〇%を超え、明春には七五%を組織化する計画といわれ、農業供給合作社も食糧・棉花等の統制開始や予約買付制の実施によつて全国到る処に設立をみているに拘らず、信用合作社は本年九月に五万个(社員数四三百万人)を算するにすぎず、しかもその殆んどが一部の地区に集中し、大部分の省では信用合作社を欠く郷鎮が九割以上を占め依然高利貸の搾取に委ねられている。このため明春までに総数を十五万个(参加予定七千万戸)に増加する計画が作成され今秋来運動を展開中であるが、これが成否はその資金源であるいわゆる富農層の協力が獲られるか否かに存するとみられる。

次に中共政府は二十日明年度も経済建設公債を發行することを決定したが、発表によると發行予定額は前年の当初予定額と同額の六兆元、条件は年利四厘で十年間に抽籤償還されることとなつており、又本公債の市中流通は勿論、国営および公私合営銀行に担保に供することも禁じられている。なおこれが消化について

は労働者・職員層一五千億元、農民層一八千億元、私営商工業者その他都市住民二七千億元を予定している。

(3) 北鮮——復興状況

北鮮政府はこの程一九五五年度経済復興計画を発表したが、それによると明年の工業総生産額は本年度計画に比し五九・八%の増大となる計画で、この計画目標は当初明後年末に完成を予定していた経済復興発展三カ年計画の最終目標を二・四%方上廻るものである。元来右三カ年計画は北鮮経済の戦前水準復帰を目指して樹立され、一九五六年における国営および協同組合経営企業の工業総生産高を一九五三年の二・六倍、一九四九年の一・五倍に増大し、所得を一九四九年より三〇%以上に引上げることと内容としているが、今回発表のように一年間の短縮を可能とした理由は、本年度の復興が予期以上進捗を示したためと史料される。

すなわち本年上半期の計画達成状況は、工業部門においては重工業省所属企業一〇五%、軽工業省所属企業一〇四%、電気省所属企業一六七%、化学建築材料工業省所属企業八八%、交通省所属企業一〇一等、農業生産では春耕計画の一〇七%、また基本建設では投資額が昨年同期の二四〇%方増加を示した。さらに七—九月期において工業生産計画は九月二十五日までに完成し、昨年同期に比べ総生産額は六六%方増加、とくに鋼塊・亜鉛は六〇倍、煉瓦三〇倍、セメント一〇倍、電力二倍の増大となり、鉄道の輸送量も五〇%方増加したといわれる。また、最近伝えられるところによれば過去一年間各地に機械、窯業、煉瓦、紡織等三十余の大工場が新設され、水豊発電所・黄海製鉄所・本宮化学工場等百余の大工場が生産を再開したが、とくに重工業部門の生産状況は目覚しく多くの工場が十一月中に年間計画を完了、一方戦禍の最も甚大といわれた礦山も戦前の七〇%方回復した。因みに戦前北鮮は全鮮のうち石炭九八%、電力九六%、金屬九〇%、化学八三%の生産額を占めていたといわれるだけに、工業部門の回復は南鮮に比し極めて快調の如く見受けられる。

右はいうまでもなく共産主義諸国の援助に因るものである。すなわちこの一年間において中共が中朝経済文化援助協定に基き機関車、車輛、石炭、食料、日用

品等約三兆元の贈与を行ったのをはじめ、ソ連も十億ルーブル援助協定に基いて機械設備、電気資材、建築材料、肥料、石油等約三億ルーブルを供与、その他ポーランド、チェッコスロバキヤ、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、東ドイツが機械、資材、生活必需品等約一億ルーブルの提供を行ったといわれる。なお二十一日北鮮とチェッコスロバキヤとの間に次の四つの協定がブライトで調印をみた。

イ、一九五四年から六〇年までチェッコが北鮮に経済・技術援助を行うことに
関する協定

ロ、借款協定

ハ、科学ならびに技術協力に関する協定

ニ、非通商決済のための借款を相互に提供することおよびその決済手続に関する協定

(4) 外蒙——第二次経済文化発展五カ年計画の概要

去る十一月二十六日独立三十周年を迎えた外蒙は、この程一九五七年に終る第二次経済文化発展五カ年計画を決定した。この計画において経済文化両部門への投資総額は第一次五カ年計画の二・七倍といわれるが、経済部門の計画の概要は左の通りである。

一、牧畜業 一九五七年における牲畜飼養頭数を一九五二年に比し二〇・七%方増大し、二七、五〇〇千頭とする計画で、この間国营牧場の飼養頭数は三倍、生産合作社のそれは九倍に増大し、牧畜業における社会主義化は一〇%以上となる。

二、農業 食糧の自給率を五〇%に引上げることが目標としている。計画の重点は国营農場の拡張に置かれ、第一次五カ年計画の七倍の投資を予定している。

三、工業 消費財生産とくに食品工業の発展に重点を置き、工業部門への投資総額は第一次五カ年計画の六・六倍、これにより生産水準は四六%の増大となる予定。なお国营工業の比重は一九五三年の七五・二%から一九五七年には七七・二%となる。

因みに現在同国内における牲畜飼養頭数は革命前に倍増、とくに一九五〇年―五三年間に国営牧場における飼養頭数は二倍、生産合作社のそれは三・五倍となり、また一九五三年の工業総生産額は一九四〇年に比し二・七倍方増大、うち国営工業の生産は二・九倍の増加を示したといわれる。

五、東亜及び東南アジア諸国

(1) 一般情勢

月初米台防衛協定の調印を見、更に中旬には米英仏三国会談により南ヴェトナムの現政権支持、防衛力強化等の方針の確立もあつて、茲に既存の対比及び対韓防衛協定と併せ、東南アジアにおける米国を中心とする自由諸国間の防衛態勢の整備を完了した。他方コロソボ・グループ諸国は二十八日インドネシアのボゴールにおいて会談し、アジア・アフリカ会議の明春開催を決定した。同会議の目的は両大陸の後進諸国間に共通の基盤を見出し、これに基づきその政治的自主性を確立せんとするものと見られ、会議の具体的中心議題として参加国招請に問題があつたが、アジア、アフリカ地域にある独立国は原則として招請さるべきであるという基本方針を決定して幕を閉じた。

前月来アジアにおける経済面の競争的共存に備えるため、米国政府部内においては、対東南亜経済援助強化に対する認識が頓に高まりつつあつたところ、中旬米国の対外経済政策統一機関としての対外経済政策審議会の設置を見て、その具体化も漸次軌道に乗るものと見られるに至つた。これに因してセイロン首相は後進国が最も要望するのは特産物国際市況において公正な価格が保持されることであり、先進諸国の協力によりこれが実現を見れば特にかかる援助を必要としないであろうと述べ、経済援助よりも貿易促進策を優先すべきものとしている。又援助額は増加するであろうが、その方法等については概して援助供与に伴う米国発言権の増大を警戒しているものの如くである。

インド首相の中共訪問により中共の経済発展がインドのそれを遙かに凌駕していることが確認されたため、インド政府は資本主義経済下で中共に追随することは困難となし、社会主義方式に基づく強力な工業化政策を推進すべきであるとの意

向を持つに至り、憲法の改正による私企業の接收或は国立銀行の設立等が企図されている。

月中における域内主要輸出品相場場の動向を見るに、錫相場は六月の錫協定成立を好感して十月迄は比較的高値を保つたものの前月来稍軟化気配を呈し、本月もその傾向を改めるに至らなかつたが、ゴム相場は需要の引続く増嵩と米国合成ゴムの供給の不円滑とにより好調を続け、前月下旬の騰勢一服も更月後持直し、下旬には従来極めて好条件と見られた中共セイロン間米・ゴムバーターの来年度価格一ポンド二七ペンスをも上廻るに至り、月末ロンドン現物相場RSS一号一ポンド三〇ペンス、シンガポール当限相場同九八海峽セントスと本年最高値を示すとともに、一九五二年四月以来の高値を再現した。かかる相場が保持されれば、セイロンは政府手持米の過剰に悩んでいることとて、自由閣諸国の態度如何では対中共協定破棄乃至はゴム価格の改訂要求も行われるものと見られる。他方中共を除く本年度世界米穀生産予想量は一一七百万トンと記録的豊作の前年度に比し七百万トンの微減を示すに過ぎず、米穀貿易の好転は愈々見込薄と見られ、パキスタンの米穀統制撤廃、シンガポールの輸入統制緩和等の措置が実施された。

因みに年初より七、八月までの域内諸国貿易実績を見るに、原料輸出国の輸出実績は未だ前年同期に及ばないが、これは年初の安値の影響を受けているためと見られ、その後ゴムを初めとする原料価格が好調であることを考慮すれば、年央以降の輸出額は伸長を見ているものと考えられる。反面これら諸国の輸入は食糧輸入の減少、工業製品の値下り更には輸入制限の効果等を反映して概して前年より減少しており、その結果貿易尻にも好転の跡が見られる。他方、米穀輸出国については、ビルマの輸出実績には九〇〇千トンに達するインドの備蓄米買付が含まれていることを勘案すれば、同国正常輸出はタイと同様停滞傾向にあると見らるべく、さらにタイについては輸入の増加を見た結果、貿易収支は多額の赤字を出している。要するに本年の域内貿易収支を推論すれば、原料輸出国においては好転、食糧輸出国においては悪化の傾向を辿りつつあるものと見られる。

なお国際協定に関してはソ印貿易協定が更新され、又我国との関係においてはカンボジアが対日賠償請求放棄を通告したと伝えられた。

一九五四年域内主要国貿易実績

原料輸出国	単位	期間	輸 出(前年同期)	輸 入(同 上)	差 引(同 上)
インドネシア	百万ドル	一―七月	四六一	四三七	六〇
セイロン	百万ルピー	一―七月	八八一	九四〇	一一(一)
フィリッピン	百万ペソ	一―七月	五〇〇	四六二	五九(一)
パキスタン	百万ルピー	一―五月	五六四	七〇三	一四六(一)
米穀輸出国	百万バーツ	一―六月	二、六七四	二、八五五	一八〇(一)
ビルマ	百万チャツ	一―六月	七七九	五九五	一七六(一)
半工業国	百万ルピー	一―八月	三、三七四	三、三三四	四〇(一)

(2) 台湾——米・中共防禦条約の調印と物価および為替相場の一部変更

かねて米国と国府との間で交渉中であつた両国の共同防禦条約は二日ワシントンで調印された。その要旨は西太平洋区域内における両国いずれかの領土に対する武力攻撃をそれぞれ自国の平和と安全を危くするものであると認め、この危険に対してはその憲法の規定する手続により行動することを規定していることである。一九五一年のアンガス条約に始まり、米比安保条約、昨年の米韓安保条約、さらに去る八月の東南ア集團防衛条約と整備されてきた自由世界の西太平洋上における防衛態勢が今回の調印によつて一応完成の域に達したものと見える。

なお最近の台湾海峡をめぐる国府・中共の抗争に絡んで注目されるのは防衛されるべき国府の領土を台湾、澎湖島を指すと明示したこと、現に戦闘継続中の大陳島、金門島等国府管下の大陸沿岸諸島を一応除外したことは米国が当面の紛争に介入する危険を避けようとの配慮に出たものとみられるが、一方中共はこの条約が「相互の協議によつて決定されるその他の領土にも適用される」と規定されている点を取り上げ、侵略性の証左なりと非難、中国人民は台湾解放をもつてこの挑発行為に回答するであろうとの声明を発表するとともに、大陳島方面への攻撃を一段と強化したと伝えられる。

次に島内の物価は歳末を控え依然騰勢を緩めず米、砂糖、食油、海産物等食品が割に上昇をみたのみならず、金属製品、人絹糸等輸入物資も大幅の昂騰を示し、例えば台北市における卸売物価指数(一九四九年六月を一〇〇

とす)は十一月二十七日に終る一週の一五九三・五二より十二月十八日に終る一週では六二二・一二と上昇を見た。このため一部にはかねて根強い為替相場改訂説も流布されていたが、国府はこの程海外送金を吸収する目的から華僑および外人が台湾に帰国または入国し生産事業に従事する場合、為替補助金を交付することを決定、八日これを発表した。これによると持帰り外貨に対して交付される外国為替証明書には、一ドル一五円五角五分の公定相場によるほか為替補助金として六円が交付されることとなり、実質的相場は二一円五角五分となるわけである(闇相場は現在一ドルに対し二七円―二八円)。なお今回の措置は直接にはインドシナ北部よりの華僑の引揚者を対象として決定されたもので、インドシナ引揚華僑に対しては右のほか物資の輸入を緩和するのみならず輸送・課税の面においても優遇措置が講ぜられることとなつている。

(3) フィリッピン——最低賃金法改正問題、米比通商協定の改訂

① 最低賃金法改正問題
マグサイサイ大統領は、フィリッピン議会が最低賃金法について同法の適用が妥当とみられるのは生計費の高いマニラだけで地方では一般に賃金の最低額を引下げることが出来るとの観点から同法を再検討せんとして、これに対し賛意を示し、近く同法が全国の労働関係に如何なる影響を与えているかを調査する特別委員会を設置し、同問題について大統領及び議会に対し適切な勧告が出来るようにすると表明している。

フィリピンにおける最低賃金法はベル調査団の勧告に基いて一九五一年四月に成立したが、同法は成立当初米国のフィリピンに対するECA援助の前提である戦後の経済的困難の諸要因を緩和する一方策として採られたものであり、農業労働者の基本給を一日当り一・七五ペソと定め、爾後三カ年に三ペソの限度まで引上げることとし、同時にマニラにおける工業労働者の基本給を一日当り四ペソ、マニラ以外では三ペソとし次年に四ペソまで引上げることが規定している。

十一月六日付マニラ・ブルチン紙によれば知事及び市長連盟は次の理由から現行の最低賃金法を強制することが大多数のフィリピン人特に地方及び農村に生活する人々の経済的負担となつている点を挙げ同法の早急な改正を支持している。即ち賃金の最低額が各地方の特殊事情を無視して多くの地方の人々が四ペソ以下の日当で満足するときに全地方一律に四ペソを最低賃金として適用していること、同法の施行によつて政府はより多くの労働者を雇うことが出来ずこれが地方における失業の主因となつていること、このために多くの場合地方では道路及び橋梁維持等の公共事業も不完全且つ荒廃した状態におかれていること、同法は中央政府の雇員と同等の利益を享受していない地方官庁の雇員に対して大きな不公平を惹起しつゝあること等である。

なお最低賃金法の改正問題についてアラネタ農相は最低賃金法の施行によつて惹起された失業がフィリピン経済の現在の基本的不均衡の原因となつており、之が更に多くの就職の機会を作ることの障害となつていふばかりでなく、農業の開発をも阻害している点を指摘して賃金の最低額引下を支持しているが、各地の労働組合は勿論政府部内でもアデボソ労働等が之には強く反対しているので今後の成行が注目されている。

② 米比通商協定の改訂

九月以来三カ月に亘つた米比通商協定の改訂交渉(九月々報参照)は十二月に入つて急速に進展し十五日に米側ラングレイ代表とフィリピン側ラウレル代表との間に調印が行われた。

改訂された主要点は、ペソの対米ドル平価改訂について事前に米大統領の承

認を得る必要があるとの規定が廃止されたこと、フィリピンは従来無税で入つていた米国からの輸入品に対して五六年度の無税期間終了後、第一年度は特惠関税の五%を課し漸次その率を高めて、一九七四年には特惠関税の一〇%を課することとしたこと、米国人がフィリピンで享受していると同等の権利を米国において天然資源の開発及び公共事業の運営に當つているフィリピン人に与えること、フィリピン側の輸出税禁止条項を廃止すること等であり、この他フィリピン糖に対する米国の輸入割当の増大については認められなかったが現在の枠が今後も減額されることがない点を双方で確認した。

右改訂の外にフィリピンは一九五一年三月以降輸入引締めの緊急手段として採用していた一七%の外国為替税を廃止し、旧協定の平等権条項により米国人がフィリピンで獲得している従来の権利については政府が保証すること等を認めた模様である。フィリピン国内の一部では今回の改訂について斯る謹歩を行つたことに対し政府を非難する向もあるが一般には米国の大幅謹歩によりフィリピン側の要求の大部分が認められたものと見ている。

(4) タイ——一九五五年度予算案並に民間工業育成と外資導入促進措置

① 一九五五年度予算案

タイ国政府は前月十一日來年一月に始る一九五五年度予算案を議會に提出した。それによれば一般会計は税収、手数料等の經常収入及び米穀貿易利益により歳入四、一八〇百万バーツ(前年度予算四、一九二百万バーツ)、歳出は經常費一、九八〇百万バーツ(同二、〇四四百万バーツ)及び防衛費等の臨時費二、二〇〇百万バーツ(同二、一四八百万バーツ)を計上、この外公債支弁の資本支出予算として道路建設、經濟開発等に対して一、二四一百万バーツ(同二、四八五百万バーツ)を予定している。

朝鮮動乱以降左の如く膨脹を続けていた国家財政が前年中央の輸出不振に伴い來年度予算においては遂に縮小に転ずるに至つたが、その縮小の程度は極めて小さい。歳入の確保は増税を予定せず、専ら米穀輸出の振興によるその政府貿易利益の増加並に租税の自然増収を予定している。

最近数年間のタイ国財政規模

	一九五〇年度	一九五一年度	一九五二年度	一九五三年度	一九五四年度	一九五五年度
歳入	二、一四五	二、一一六	三、三二七	三、八六五	四、一九二	四、一八〇
歳出	二、〇一九	二、二五五	三、三三五	三、八九二	四、一九二	四、一八〇
資本支出	二三四	四八二	六八三	一、〇一〇	一、四八五	一、二四一

本予算案に対して同国新聞論調は同国経済が愈々悪化しつつある折柄、財政支出を削減し、国民の負担を軽減することが緊要と見られているにも拘らず、削減額自体が小さく、且その内容についても警察費の如きは却つて増加し、土木費の内にはかなりの新規工事も包含されている等、当局の緊縮政策の必要性に対する認識に疑問の意を表明しているのが目立ち、又野党議員は歳入算定が年間米穀輸出一、五〇〇千トンを前提としているのに対し、年初来二度に渉る値下げにも拘らず本年の輸出が精々一、〇〇〇千トンに止まるものと見られ（七月迄の実績五七〇千トン）、その目標達成は殆ど不可能と見られることから、一般会計についても赤字財政化の危険が大きいとして政府を攻撃した模様である。

ここで資本支出所要資金の調達実績を見るに、次表の如くその重点は漸次長期国債の発行に移行しつつあることが窺われる。このことは一九五二年迄政府は財政不足尻を専ら大蔵省証券の発行によつて賄い、銀行制度未整備の同国のことと

資本支出実績並にそれに伴う中央銀行勘定移動

資本支出実績	一九五一年	一九五二年	一九五三年	一九五四年 (八月迄)	一九五四年 八月末残高
長期国債発行残高増減(△)	△ 三五	八〇	六一〇	六二二	一、六八七
中央銀行発行部勘定増減(△)	四八二	六八三	一、〇一〇	六〇五	一、五二五
長期国債保有高	〇	四	五〇八	六五〇	一、三五一
外国為替保有高	二九	六八七	△ 八七	四九九	一、三五一
国際復興開発銀行債券保有高	八三〇	△ 八三〇	三九〇	六八	四、四〇六
通貨発行高	七五五	△ 六六	三九〇	六八	四、四〇六

註 1 一九五四年度資本支出は七月迄の実績
 2 一九五四年八月末中央銀行の金保有高は一、四二二百万バーツ
 3 国際復興開発銀行債券買入額は六六・四百万ドルを公定レートにより換算、なおその一部は一九五三年に持越された模様なるも一応金額一九五二年中に処分したものと仮定して計算

② 民間工業の育成と外資導入促進措置

輸入超過を反映してタイ国中央銀行保有外貨は前述の如く減少を続けているため、政府は前月二十九日以降食料品、家庭用品、建築資材等九四品目の輸入を禁止するに至つた。かかる物資の不足対策として産業多角化の要請が強まつていたが、政府は十月末工業奨励法を公布施行した。工業大臣の議会における説明によれば同法は民間工業育成及び外資優遇を目的とし、その内容としては①内閣の諮問機関として工業大臣を委員長、経済関係閣僚その他の関係者を委員とする工業奨励委員会を設置し②同委員会は奨励すべき業種の決定、機械原材料等に対する輸入税及び営業税の減免、外資による利潤の海外送金許可等の事項に關し審議することとなつており、その具体的措置は委員会の審議及び閣係省令の公布に俟つわけで、今のところ未だ格別の動きを見るに至つていないが、政府が従來の重要工業国营の方針を修正し、民間工業の積極的育成に乗り出さんとする動向を示している点が注目された。

更に工業化の促進に關連しては年央来外資導入促進策が検討されているもの如くであつた。即ち従來の同国外資導入方針としては①同国経済に貢献するものであること、②タイ側の出資が過半を占めること、③政府も一部資本参加すること等を条件として來た模様であるが、政府においては①政府の資本参加方針の放棄、②外国資本のみによる事業の容認、③利潤の海外送金に対して制限を加えないこと等の諸方針を研究中と伝えられていた。今次工業奨励法はこれに關し利潤の海外送金及び技術者の入タイに關する移民法適用除外を工業奨励委員会審議事項とする旨の規定を置くに止めたものの、同国既存工業に見るべきものがなく、且近代的大規模工業については国内資本のみによる新規工業創設は殆ど不可能視されているところから、表面的には国内工業の育成を企圖している規定も、国家の保護を保証することにより外資の導入に資せんとする意圖を併せ有することも推量せられ、政府はその他の事項に關しても漸次優遇方針を明かにして行くものと期待されている。

(5) マレー——米の輸入統制撤廃

マレー連邦政府は十一月二十五日米の輸入業務の大部分を一九五五年一月一日

から民間業者に移譲すると発表した。この決定は去る十月十九日ガリツク貿易部監督官が米の輸入統制廃止の第一段階として民間輸入割当量を十一月分から從來の全輸入量の二五%から二倍の五〇%に引上げると言明したが、その後の米穀在庫諮問委員会の勧告に基いて採られたものとみられている。

なお同発表によれば政府は引続き備蓄米を保有し毎月これを輸入業者に売却して民間の輸入米と共に販売させることとなつている。マレーの米穀生産委員会の白書によればマレー連邦における米の平均年産は戦前四カ年では三二二千トンであつたが一九四九—五三年には四一五千トンに達しており、これは全消費量の約六〇%に當つている。

米の統制は一九四九年治安事情の悪化から採られたものであるが、その後政府は海外の米の買付について不手際があつたため去る九月二十九日にはマレー連邦米穀及び砂糖統制撤廃実行委員会が米穀商に輸入の自由を与えるならば政府より安値でしかも良質の米を買付けることが出来るとして來年初頭からの米の輸入統制撤廃を要請されていたものである。

今回の決定について十一月二十七日付ストレイト・タイムズ紙は政府の計画によれば輸入業者は直接二トン輸入する毎に政府米を一トン買入れねばならぬが、政府は小売業者が現在より一カティ(百分の一ピクル)当り二海峽セント廉く販売することが出来るような低廉な価格で卸売業者に米を売却せんとしているので今後の米価問題は民間業者の米の輸入業務と一般消費者の思惑買の動向如何にかかつていると報じている。

(6) インド——ネール首相の中共訪問後における經濟政策の變化

ネール首相の中共訪問後インドの經濟政策は今後大転換が行われるであろうことが明らかとなつた。即ちインドの第一次五カ年計画では農業開発、灌漑、水力発電等は國家資金で開発に努めてきたが、工業開発は主として民間資金に依存し、國家は若干の補助を与えてきたに過ぎなかつた。然し中共方式による同國工業の急速な發展に鑑みてインドも大幅に工業開発を促進する必要性が認められ、そのためには従來の如き民間資金中心の開発では不十分であり、逐次社会主義的体制を確立することによつて、國家による工業開発を増大しなければならないと

いう方向に経済政策を転換しつつある模様である。例えばネル首相は十一月九日の国家開発協定における演説において、インドを社会主義的な国家にしようとする意図を明らかにし、「生産手段は広い意味において社会的に所有され、全体的にみて、社会の利益のために管理されるべきである。政府は私企業を奨励するが、それは経済計画中あくまで二次的なものであるべきだ。私企業が世界を通じて支配的であつた時代は完全に過ぎ去つた。インドは過激な手段によるよりも少々余計な時を要するよう思われるかも知れないが、平和的、民主的な方法を通じて経済改革をなし遂げなければならない」と述べていることはこれを示唆するものといえよう。この様な経済政策面における転換の最近までに現われた具体的な事例としては次の如きものが挙げられる。

- (一) 政府に民間財産を規制する権限を与えるための憲法改正と国立銀行の設立
- (二) 二十一日の現地電報は「インド下院は二日間の討議の後、二十一日ネル首相の提案した社会主義に基く福祉国家建設計画を承認した。この計画は産業の国有化を推進するもので、その手始めに政府は国立銀行の設立と憲法改正を提案した」と報じている。そしてネル首相はその採決に先立つて「私は社会主義社会の建設を目標とするが、それが国有産業の増加をきたすことは必然である。重要産業は国家によつて管理されねばならない」と言明している。この中憲法の改正は、民間財産の強制的取得及び接収に関する権限についての記述を従来より明確にすることを目的としたものであり、具体的内容としては(イ)政府に対し公共の利益のために商業又は工業企業体を取得又は一時的に接収する権限を与える、(ロ)経営代理店制度の漸進的撤廃など会社法に規定されている諸改革の促進規定を設ける、(ハ)個人の土地所有に最高限度を設ける、(ニ)政府に対し鉱物及び石油資源の管理権を与える等の諸点が挙げられている。

(四) 次に国立銀行については、これまでインドの銀行は一部の大都市においてはある程度の発達をみているが、全般的にはなお低調で、特に農業地帯では極めて未発達であり、このためインドの金融政策を不完全なものとしている他、農業金融、経済開発資金調達等にも支障をきたしていた。かかる観点から二十日インド国立銀行(State Bank of India)の設立案を発表したものとみられる。

これによると政府はインド帝国銀行(インド最大の株式銀行で、最も多くの支店と運転資金を保有しており、現在のインド準備銀行設立前には中央銀行業務の一部を行つていた)を接収し、併せて州政府と関係のあるその他若干のインド銀行をも接収、合併の上インド国立銀行を設立するもので、これによつて農業金融、経済開発資金の調達を促進せんとしている。

(二) 大規模な工業開発計画

第一次五カ年計画は一九五六年三月末で終了するが、政府はこれに続く第二次五カ年計画を目下樹立しつつある。この第二次五カ年計画では前記の如き事情から第一次五カ年計画に比して、政府資金による相当大規模な工業開発計画が考慮されている模様である。現在までに伝えられる処によると第一次五カ年計画は総額二〇六・九億ルピー(当初計画、その後一七・五億ルピー増額)の中工業開発計画は一七・三億ルピーと全体の僅か八・四%程度に止まつていたが、第二次五カ年計画では総額も四〇〇億ルピーと二倍近くに増大すると共に、その内容においても総額の半分を工業開発計画に充当する計画であると伝えていいる。現在判明せるその主要工業の生産目標を挙げると次の如くである。

第二次五カ年計画における主要工業の生産目標案

	現在の生産高	第二次五カ年計画の生産目標
鉄	二〇〇万トン	六〇〇万トン
紙	一六三万トン	四八〇万トン
セメント	四〇〇万トン	一、〇〇〇万トン
綿布	六四億ヤード	八〇億ヤード
機関車	二七五台	四五〇台

この工業開発計画を通じて爾後十カ年間にインドの工業生産を現在の二倍に増大し、又それによつて十カ年間に二四百万人の雇傭を増加しようとしている。インドは第一次五カ年計画樹立当時、長期目標としては一九五一年より二五カ年後即ち一九七六年に一人当り国民所得を倍増することを最終目標としていたが、今回の第二次五カ年計画が計画通り遂行されればその計画の開始十年後即ち一九六六年

までに一人当たり所得を二倍に増加(一九五一年の一人当たり所得は五三ドルであり、東南アジア諸国中でも最低に近いものであるが、倍増後は一〇六ドルと日本の水準に近づく)し、現在の重要課題たる失業問題も略々解消し得るとみている。

(7) パキスタン——最近の經濟問題

① 黄麻、綿花の需給見透し——パキスタンの二大輸出農産物である黄麻、綿花の一九五四年度(九月—八月)における需給の見透しは次の如くである。

黄麻は前年来価格が若干好転したため、今春の作付期には大幅な過剰生産が予想され、その抑制策として作付制限措置がとられたが、出荷期における東パキスタンの大洪水により一転して予想外の減収をみるに至つた。即ち本年度生産の目標四・二百万俵に対し、最近における見透しによれば、収獲高は約三五〇萬の二・七百万俵と推定され、従つて本年度の總供給量は前年度よりの繰越一百万俵と合せ三・七百万俵と見込まれている。

斯かる減収の結果、本年度の國際的需給關係は需要が九・五百万俵に対し、供給はインドの三・六百万俵を含め七・五百万俵と供給不足が予測され、価格も本月初には一俵一四〇・セルピーと今春五月末に比し二割方騰貴している。

一方綿花は小麦等食糧作物との價格關係から、当初の見込ほどの増産はなかつたが、減収を見た昨年度に比すれば若干の増産となる模様である。即ちその需給見透しは左の通りで輸出余力は生産の増加がひびいて、前年度の九九八千俵より約一割方増大するものとみている。

	供 給	需 要
本年 取 量	一、八〇〇千俵	八〇〇千俵
前年より繰越	一〇〇〇	一、一〇〇〇
計	一、九〇〇	一、九〇〇

斯くの如く、黄麻輸出においては價格上昇も數量の減少により相殺されて外貨収入の増加は見込めないが、綿花輸出が順調であれば、この面で外貨収入は前年度より若干増加するものと予測される。

② 經濟統制の現況——食糧不足と國際収支の逆調とにより窮迫したパキスタン經濟は、五三年春以降物價統制、移動制限等の經濟統制を実施している。斯か

る經濟統制は闇價格の横行、統制物資の流通不円滑をきたしている模様で、これに対する批判が絶えず行われている。しかも經濟統制の前提の一つであつた食糧事情が好転したので食糧統制が緩和乃至撤廃されつつある反面、工業製品については、その殆んどの物資に適用されている統制が依然継続されていることが指摘される。

即ち食糧統制については、本年五月小麦の移動制限を解除して、價格統制のみとし、十一月には米の統制を撤廃した。これは小麦については国内需要をほぼ満しうるまで生産が恢復し、米については余剰を生ずるまでに至つたためとみられている。

一方工業製品は今春マツチ等が解除され、また十一月懸案であつた綿糸が統制を解かれた外は、綿布、ゴム製品、医薬品、紙類等について撤廢の時期が近づいたことを予告するとどまつている。就中工場製及び輸入綿布については、本年一月より配給統制を布き、今春輸入綿布を消費者に配給までしたが、その後配給制は統制技術の不熟のため円滑に実施されていない模様で、これに対する批判が最も大である。綿布の生産は紡織機の増設により急速に増加し、下級品については既に需給の均衡を得ているとも言われているが、政府は統制全廢の批判に対して、年初来統制價格を三—四割方引下げ、更に近く品質別の價格統制措置を講ずることによりこれに込んでいる。

斯くの如く、同国の主要産業である農業が輸出農産物、食糧價格の低調により外貨獲得力がのびず、そのため輸入制限による工業製品の供給不足が消費大衆の困難を招来していることが、最近における同國經濟統制の背景として窺われ、また斯かる困難を救済すべき經濟統制が、その行政能力及び國民の經濟意識を超えて施行されている点に、統制が名目化し、却つて經濟の円滑な運営を阻害している模様に窺われる。

經濟開発に伴う赤字財政と輸入制限のもとにおいて、經濟統制の継続が必要であるとすれば、斯かる經濟秩序を維持するためには、同國の經濟団体連合会(The Federation of Chambers of Commerce and Industries)の新会長ランゴソワラが言明した如く「政府は樂觀的な見解を述べる」だけでなく「困難

な経済の現状を充分国民に納得させ、これに対する対策に協力させる」ことがまず必要であろう。

(8) セイロン——最近における農業事情と中小企業育成策

① 農業災害保険制度の創設

セイロンでは開発計画の重点を食糧増産に置き耕地の開墾、農耕技術の改良等一連の増産方策を実施しつつあり、現に本年度産米はかかる事情を主因に三二百万ブッシェルと記録的増産が見込まれ注目されているが、政府当局では此の程農家の災害による不当な損害からの保護等々増産を目的として左の如き骨子の農業災害保険制度(Crop insurance scheme)を創設することに決定した。

- (イ) 保険基金 政府からは特に基金に支出せず、後記保険料により充当する。
- (ロ) 保険料 政府の現行保障買入価格ブッシェル当り一二ルピーより一ルピーを徴収する。
- (ハ) 基金総額 本年産米の買上量は約三百万ブッシェルで、これをも勘案して約三百万ルピーと見込む。

右は保険制度の基本大綱を定めたに過ぎず、本制度の具体的細目等については今後食糧省の関係当局において検討の上作成することとなつてはいるが、これが実施の既は現在迄災害によりその都度社会事業省より補償として支出してきた財政資金を相当額節約し得ることとなるものと見られている。デイリー・ニュース紙に因ると政府当局では今回の保険制度により約五〇万の農家が恩恵を受けることとなり、今後農家は災害による損害の危惧なく新なる耕作方法を採用することができ、延いては増産を齎らすこととなるうと言明している旨報じている。何れにしてもセイロンがこれ迄の直接的食糧増産方策と並んで農家の保護育成による間接的増産方策としての災害保険制度を今回新たに設けることを決定するに至つたことは注目に値するところである。

② 茶、ゴム農園の思惑取引盛行の問題

セイロンの茶市況は引続き好調で十一月初めには封度当り三・二〇ルピーと九月における茶輸出税引上げ(一五セント)当時の二・七五ルピーに比し約一六%の騰貴となり、来年五月頃迄はかかる好調が持続されるものと見込まれているが、

政府では再度封度当り茶輸出税を十一月十九日以降二五セント引上げて一ルピーとすることに決定した。右輸出税引上げに關しジャヤワルデン大蔵大臣は業界の非難に対し今回の輸出税引上げは「決して茶価格を高からしめるためではなく、只茶価格が上昇したので増徴する」に過ぎない旨下院において言明しているが、このような事情から窺われる如く現在セイロンの茶産業は極めて好況下にあり、ために茶、ゴム等の農園(二〇エーカー以上、農園数一一、三〇〇但し一九四六年のセンサスに因る)に対する投機取引が最近頃に活潑化しており、政府では投機業者は利潤確保のみを目的としているため販売は概して小口に分割して行われ、土地の細分化に因る生産力の減退等国民経済上憂慮すべき事態が予想されるとしてこれが対策に種々腐心している実情にある。これにつき業界では、前記の如き生産減退の危険はもとより、政府において茶、ゴムの生産予想に基く輸出税収入の見積りを行うことが困難となり、政府の早急なる防止策を強く要請する一方、左の諸点につき注意する要があることを強調している。

- (イ) 政府金融機関等の土地に対する投機的資金融資
- (ロ) 手入れ不十分による土壌の悪化傾向
- (ハ) 土地の細分化に伴う労働者及び下級職員の失業

一方、かかる農園の投機取引盛行に対しデイリー・ニュース紙社説も「農園の危機」と題し政府の断固たる措置を望むと共に、戦時中採られた英国の農業法(Agriculture Act)——生産性の見地から好ましからざる農地の売買防止を目的(の如き法的措置を参考とすべきであろうと指摘している)。

なお投機業者と並んで最近はまだ農村における高利貸業者の暗躍が一般に問題視され、国会の協同組合委員会でも現在政府は保障価格計画の下に産米を一ブッシェル当り一二ルピーで買入れているに拘らず、高利貸業者からの多額の負債返済等のため一ブッシェル当り僅かに一ルピー相当額で現物の引渡しを行つていゝ事例があるとの発言が見られたが、此の程政府当局ではかかる高利貸業者の活動を抑制する見地から、世界銀行の勧告した平均四村落に一信用協同組合(現在は一二村落に一信用協同組合)を設けることを目標として取敢えず組合数を現在の二、六〇〇から六、〇〇〇以上とすることに決定、これが実現を図ることとなつ

た模様である。

③ 中小企業育成策

家内工業を主体とした中小規模の民間企業振興等を目的として先般セイロン政府が採用するに至った新工業政策については既報(十一月月号報)の通りで今後の右政策に因る具体化が注目されていたが、此の程政府では特別の委員会を設けて中小企業の広範なる調査を行う一方、これら企業で必要と認められるものに対しては極力援助と保護を行うことに決定、その一環としてヴァイチャナタン工業相は最近適格企業に必要な機械等の輸入に対しては免税とする等の左の如き勧告を行い、関係当局の善処を期することとなつた。

(イ) セイロン内で必要と認められる工場用の機械及び原料の輸入に対しては免税とする。

(ロ) セイロン内で現在製造不可能又は今後も不可能と見込まれる特定の機械等で企業の稼動に必要なものの輸入に対しては輸入先の如何を問わず免税とする。

(ハ) セイロン内で製造される商品の輸入に対しては最低三三・三%の従価税を課すものとする。

このような政府の中小企業振興が最近強く打ち出されている背景として見逃し得ないのはセイロンにおいて失業者が増加傾向(労働省発表の失業登録者数最近の推移左の通り)にあり、国会筋でも失業防止策が論議され一般に国内のガラス、シャツ、傘及び綿織物等の製造業者の保護による生産増大の要が切望されていることで、セイロンの今回の中小企業育成策を見る場合この点も軽視し得ないものと思われる。

失業登録者数の推移(一九五四年)	
一 月(末)	五二、三五九(人)
二 月	五二、五七一
三 月	五三、〇五二
四 月	五一、二三一
五 月(末)	五二、〇五二(人)
六 月	五四、二五九
七 月	五六、八〇八
八 月	五七、七六〇

六、その他諸国

(1) 濠州——小麦安定計画の成立

濠州においては小麦安定計画(期間一九五三—五四年より三力年)に基づき小麦委員会が小麦に関する集荷、販売、輸送等流通機能を独占しているが、政府は新に小麦安定計画(期間五年間)を作成、農民投票においても四七千対三千を以つて賛同を得たので立法措置完了次第、一九五三年十二月一日に遡り実施を見ることとなつた。

その内容の概要は左の通りである。

① 小麦委員会は依然一手販売機関として、以下の価格による売上資金をプールし、それから運賃を差引いた残額を生産者に分配すると共に輸出安定基金の運営に当ること。

② 国内の食用及び飼料用小麦販売価格は一ブツシエル当り一四濠州シリリング(一ドル五七セント)、国際小麦協定による輸出価格(最高二ドル五セント最低一ドル五五セント)がそれを下廻つた場合には該価格とすること。更にそれが生産費以下に下落したときは生産費相当額(因みに一九五二—五三年度のそれは一二濠州シリリング七濠州ペンス、即ち一ドル四一セント)とすること。

③ 輸出に関しては年度間一億ブツシエルの範囲内で生産者に対し原価を保障するため、輸出税を新設、これを積立て安定基金を設置することとし、積立額が二〇百万ポンドに達するまで輸出価格が生産費を税額相当額以上上廻つている限り、一ブツシエル当り一濠州シリリング六濠州ペンスの同税を徴収すること。反面輸出価格が生産費を下廻つた場合は、同基金を取崩して損失を補填し、基金で不足する分は国庫がこれを補償すること。

これが成立に至る経緯を見るに、前年七月国内食用小麦価格を生産費とする案が作成されたが生産者の反対に遭い、同九月にはこれを一五濠州シリリングにする修正案も亦消費者数の多いヴィクトリア州がインフレ昂進の惧れありとして同意するに至らなかつた事情があり、結局両者の中間をとり現小麦販売計画による現行価格を費用することとなつたものであるが、前年来の小麦国際市況の悪化並びにこれに伴う輸出価格の値下り(前年三月二一濠州シリリング六濠州ペンス、本年

六月一五濠州シリグ)が本計画の実現を促進するに与つて力があつたものと考
えられる。即ち、一九五四―五五年度の世界小麦供給量は略々前年並の高水準を
維持するものとの見方が行われているところから、その国際価格崩落の可能性も
危惧されているが、濠州小麦及び小麦粉の輸出は例年略々九〇百万濠州ポンド前
後に達して羊毛に次ぐ外貨獲得手段となつていゝ上、一九五三年十二月に始まる
一九五三―五四小麦年度における七月迄の同国小麦輸出は四一百万ブッシェルと
前年度同期実績七九百万ブッシェル比半減するが如き極度の不振に喘ぎ、小麦委
員会見透しによれば年度末在庫は九七百万ブッシェル(前年度末在庫三八百万ブ
ッシェル)に達するものと見られてゐるため、一九五四―五五年度生産額は一四
五百万ブッシェル(前年度生産実績一九九百万ブッシェル)とかなりの減産が予想
されるものの、輸出余力は前年を上廻るものと見られ、ここにその対策の必要が
痛感されたわけである。

(2) ニュージーランド——準備銀行の公定割引歩合引上

ニュージーランド準備銀行は前月二十六日以降公定割引歩合を従來の三・五%
から四%に引上げた。

準備銀行年報によれば、一九五三―五四年度の同国経済活動は年度間を通じて、
終始活況を呈したが、前半と後半との間にはその基調において相当の変化があつ
たとしている。前半においては一九五一―五二年度中の過大輸入により招来され
た過剰在庫の圧迫から、商工業界の競争は極めて激しく、卸売物価も横這を続
け、登録求人数も減少傾向を示し、通貨及び銀行信用も安定を維持した。しかる
に後半に入るや在庫の正常状態回復と共に、雇傭の均衡達成即ち労働力不足解消
の実現を見ないまま再びインフレ気配を示すに至つた。即ち、登録求人数は前年
七月には三月比二・三千人を減じて一〇・一千人となつたが、その後増加に転じ
本年三月には一二・二千人と工業雇傭人口の一割弱に達し、前年七月迄横這を続
けた現金及び預金通貨並に銀行信用は三月末残高三三・一百万ポンド並に一七六
万ポンドとの間夫々六一百万ポンド並に三三百万ポンドを増加、卸売物価は依
然横這を維持したものの小売物価指数は本年四―六月期には前年同期比、六%方
上昇した。右の動きは同国輸出の好調(国際収支実績一九五一―五二年度払超一

六百万ポンド、一九五二―五三年度受超一一百万ポンド、一九五三―五四年度受
超二九百万ポンド)が在庫食潰しの限度到達と共にその影響を顕現するに至つた
ものと見られる。これに關して同行は政府が財政投資その他の手段により完全雇
傭政策を積極的に遂行していることから、同国経済は本質的にインフレの危険性
を内包している關係上、金融政策は引締の方針を堅持する必要があることを強調
してゐたものである。

又、対英長期売買契約が酪農製品は本年九月、肉類は同十月、夫々失効し輸出
の半ばを占める両品目が自由競争下にその市場を維持開拓するためには原価の引
下が要請されるに至り、関係者は物価騰貴を警戒しているものの如くである。更
に九月に実施された総選挙の結果は議席数国民党四三対労働党三六(改選前国民
党五〇対労働党三〇)と与党の制勝に帰したものの若干野党の進出を許し、その
際野党は生計費上昇が国民生活を圧迫しているとして与党を攻撃した事情もあ
り、政府においてもその対策の必要を感じているものと考えられる。しかしなが
ら同国市中銀行は資力に恵まれて常時準備銀行に多額の預金を保有している關係
上、従來から同行の金融調整手段は預金支払準備率の操作に重点が置かれ、これ
については既に本年五月末に要求払預金二五%及び定期預金一二・五%(それ
迄は夫々二〇%及び一〇%)に引上げの措置を講じており(なお九月より臨時的に
緩和したもの如くであるが前月三十日に復旧)、今次公定割引歩合引上げも市
中銀行に対して直接的な影響を及ぼすことなく、現行市中割引率が四%であると
ころから右措置に対応して金利体系の整備を図つたものと見られている。